

特定福祉用具販売に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	株式会社エールラン
代表者（役職・氏名）	代表取締役社長 吉川健太
本社所在地 （連絡先・電話番号等）	〒732-0068 広島県広島市東区牛田新町 2-4-34 2階 TEL : 082-555-0501 FAX : 082-223-8388
法人設立年月日	平成 26 年 8 月 1 日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	福祉用具のエール（株式会社エールラン）
介護保険指定 事業所番号	3470108667
事業所所在地	〒732-0068 広島県広島市東区牛田新町 2-4-34 2階
連絡先	TEL : 082-555-0501 FAX : 082-223-8388
通常の事業の 実施地域	広島市、府中町、海田町、大竹市（阿多田を除く）、廿日市市（宮島町を除く）

（2）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社エールランが実施する特定福祉用具販売事業は、要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資することを目的とする。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定福祉用具販売は、利用者が要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担軽減に資するよう適切に行います。 ・ 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を選定・販売します。 ・ 提供する特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図ります。 ・ サービス実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

（3）事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（土曜・日曜・祝日、8月13日～8月15日、12月30日～1月4日を除く）
営業時間	9:00～18:00

（4）事業所の職員体制

管理者	吉川健太
-----	------

	常勤（人数）		非常勤（人数）	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者		1名		
福祉用具 専門相談員	1名			1名

（5）特定福祉用具販売の取扱い種目

<input checked="" type="checkbox"/> 腰掛便座	<input checked="" type="checkbox"/> 入浴補助用具 ※1
<input checked="" type="checkbox"/> 自動排泄処理装置の交換可能部品	<input checked="" type="checkbox"/> 簡易浴槽
<input checked="" type="checkbox"/> 排泄予測支援機器	<input checked="" type="checkbox"/> 移動用リフトのつり具の部分

※1…入浴補助用具とは、以下の①～⑦です。

- ① 入浴用椅子
- ② 浴槽用手すり
- ③ 浴槽内椅子
- ④ 入浴台
- ⑤ 浴室内すのこ
- ⑥ 浴槽内すのこ
- ⑦ 入浴用介助ベルト

3 提供するサービスの内容及び費用等について

（1）特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

なお、既に利用者の居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）が作成されている場合は、その内容に沿って当該計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します

（2）購入費用

特定福祉用具の購入にかかる「利用者負担金（介護保険が適用された場合）」は、請求書に記載されている料金（以下、購入費という。）によるものとし、原則、購入費の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額となります。

購入費と利用者負担金の差額については、市町村の窓口等へ申請することで、被保険者もしくは指定福祉用具販売事業所に後日支給されます。

介護保険を適用する上で利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12ヶ月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額（10割）ご負担いただきます。また同一年度内において、介護保険を適用し購入済みの種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

（3）その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1kmあたり50円を徴収させていただきます。
搬出入費用	通常はかかりません。別な事情があれば別途実費を頂戴することがあります。

（4）支払い方法

上記（1）及び（2）にかかる費用は、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	請求月の翌月27日（祝休日の場合は直前の平日）に、指定いただいた口座より引き落としします。
銀行振り込み	請求月の27日（祝休日の場合は直前の平日）までに、当事業所が指定する下記の口座にお振り込みください。 広島信用金庫 牛田支店 普通口座 0409816
現金払い	購入時～請求月の27日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

4 衛生管理等について

- （1）従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- （2）事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に務めます。

5 身分証携行義務

- （1）サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

6 事故発生時の対応について

- （1）利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （2）利用者に対する特定福祉用具販売に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- （3）事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

7 苦情等の相談窓口について

- （1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 082-555-0501
	面接場所 当事業所内相談室

(3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

公的機関相談窓口	電話番号
広島市中区 厚生部 健康長寿課介護保険係	082-504-2478
広島市東区 //	082-568-7732
広島市南区 //	082-250-4138
広島市西区 //	082-294-6585
広島市安佐南区 //	082-831-4943
広島市安佐北区 //	082-819-0621
広島市安芸区 //	082-821-2823
広島市佐伯区 厚生部 健康長寿課介護保険係	082-943-9730
府中町役場 高齢介護課介護保険係	082-286-3111
海田町役場 長寿保険課	082-822-2121
廿日市市厚生部 福祉保健部高齢介護課	0829-30-9155
大竹市役所 保険介護課介護高齢者係	0827-59-2144
広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	082-554-0783

8 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

- (1) 当事業所は、サービスを提供するうえで知りえた利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者または第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文章により利用者及びその家族から同意を得た場合は、前項にかかわらず、情報を提供することができます。
- (3) 利用者の個人情報の取扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報をを用いる場合は事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、対応します。

なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

- (4) 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

9 虐待の防止のための取組について (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。

(虐待防止に関する責任者)	山田 隼斗
---------------	-------

- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10 サービスの提供内容に係る記録・保管

- (1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。
- (2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。